

許可済・受理済証明書交付申請書の記入要領、注意点

※窓口にお越しになられる方の本人確認をさせていただきます。

次の身分証明書をご持参ください。

(資格者証、運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証・年金手帳等)

1 申請人(委任者)欄

申請人になれる方

- ①許可・受理を受けた当事者
- ②上記①の者の相続人等(相続確認資料の添付が必要です。)

2 代理人(受任者)欄

行政書士等が代理申請する時

①行政書士等本人が申請する場合

代理人の住所、氏名欄等は、行政書士名等を記入し、職印を押印してください。行政書士証票等で本人確認を行います。

②補助者証を有する行政書士等の補助者等が申請する場合

代理人の住所、氏名欄等の上段に、行政書士名等を記入し、下段に括弧書きにて補助者の氏名を記入し、職印を押印してください。行政書士補助者証等で本人確認を行います。

③補助者証を有しない行政書士等の補助者等が申請する場合

代理人の住所、氏名欄等の上段に、行政書士名等を記入し、下段に括弧書きにて補助者の氏名を記入し、職印を押印してください。補助者の運転免許証等で本人確認を行います。

行政書士等以外の方が代理申請する時

代理人の住所、氏名欄は、窓口来庁者本人の情報を記入し、押印してください。窓口来庁者の身分証明書等で本人確認を行います。

申請人との続柄について

申請人との続柄について、その他の場合、会社名、氏名を記入してください。

3 筆数や当事者が複数の場合

交付申請書には「別紙のとおり」と記入し、当事者の氏名や住所、農地の所在等を「別紙」に記入してください。(様式は問いません。)

4 許可・受理の譲受人(借人)、譲渡人(貸人)等の記載について

許可又は受理があったことの実事確認をする必要があります。許可又は受理を受けたであろう年月等を不動産登記簿や建築確認申請書等にて事前に調査、確認をしてください。

上記の調査でも確認ができなかった場合は、窓口にて「申請人になれる方」のご本人確認ができた場合に情報を開示します。

代理人が手続する場合は、申請人欄の記入、押印(自署の場合、押印する必要はありません。)があり、代理人のご本人確認ができた場合に情報を開示します。

5 証明できる内容について

農業委員会で確認できる許可または受理された当時の内容を証明いたします。